整備計画において確認すべき事項（計画者用）　※は特に留意すること。（要件に満たない場合は、審査の対象から除外）

Ⅰ　事業主体の適格性				
※	1　既設法人等にあっては、指導監査の文書指摘事項の改善状況が適切であること。 また、特別監査を受けた法人等は、当該特別監査の指摘事項の改善が適切であることに加え、その改善された状況が継続されていること。			
Ⅱ　施設整備の必要性				
	1　大規模修繕にあっては、建設後、相当の年数が経過している緊急性の高い整備であること。			
Ⅳ　施設整備の実現性				
	1　整備自己資金の確保がされていること。			
		⑴　法人等内部留保等資金による場合は会計処理上、積立金等に計上しているとともに、定期預金等で現に当該資金を保有していること。		
		⑵　借入金による場合、その融資が確実であること。		
			ア　独立行政法人福祉医療機構借入金及び、日本私立学校振興･共済事業団借入金の算定が適正であること。	
			イ　市中銀行等民間借入金は、その融資が確実であること。	
		⑶　借入金による場合、その元利償還財源が確保されていること。		
			ア　法人･個人寄附金による場合、寄附予定者の意思、能力が確実であること。	
				㈠　個人寄附金による場合、所得証明書、納税証明書及び預貯金の残高証明書等により、年間の寄附額（既往借入の償還及び償還金寄附を兼ねている場合はそれを含む。）が課税所得の4分の１以内（その者の年間所得から年間寄附額を控除した額が、社会通念上その生活を維持するに足りると認められる金額を上回っている額）と認められること。
				㈡　協力法人が償還金を寄附する場合、財務内容に問題がないこと。
				㈢　後援会が償還金を寄附する場合、強制寄附となっていないこと。 （年間の償還金寄附額以上の収益があり、かつ寄附することについて会員の総意に基づいていること。）
			イ　法人等内部留保等資金による場合、当該資金が確保されていること。	
				㈠　新設法人の場合、償還開始当初から、民改費及び運用収入を充てる計画となっていないこと。 （新設法人は、民改費及び運用収入の充当は、償還開始より2年経過後から認められるものであること。）
				㈡　障害者福祉施設等においては、居住費を償還財源としている場合、居住費の積算が適正であること。
				㈢　給付費及び支援費を償還財源としている場合、その見積もりが適正であること。

	２　整備資金計画に妥当性があること。	
	３　自治会及び隣接地権者の同意が得られていること。 ※　同意を得るための努力をしていない場合は審査対象外	
		⑴ 整備計画地地権者の意思が確実であること。
		⑵ 整備計画地隣接地権者の同意が得られていること。
		⑶ 自治会及び隣接地権者等の同意が得られていること。
		⑷ 水利組合の同意が得られていること。
		⑸ 土地改良区の同意が得られていること。
		⑹ 現利用者及び家族等の同意が得られていること。
Ⅴ　入所者等の満足度		
	１　関係法令、通知等に基づき、必要な設備の面積が確保されていること。	
Ⅵ　施設運営の安定性		
	１　地域住民との交流など地域に密着した運営が見込めること。	
	２　資本構成が安定していること	